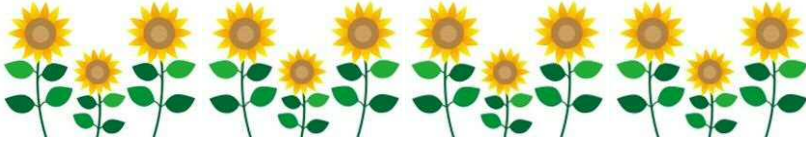


Plants NEWS September



社労士事務所プランツ

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-10-11

芝大門センタービル 10F

TEL 03-6880-9064 FAX 03-6880-9201

平成 26 年の定期監督等の実施結果

定期監督等の実施結果

8月20日に東京労働局は管下18の労働基準監督署が平成26年に実施した定期監督等の結果を取りまとめて発表しました。

定期監督等とは、労働者やその他関係者の情報、労働災害の報告、過去の監督指導結果等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する立入検査のことです。従来は監督官が1名で1つの事業所の調査を担当するのが主流でしたが、平成26年は2名体制での調査することが多かったそうです。実施件数は例年9,000件前後だったのに対して、平成26年は7,570件と1,000件程度少なくなったのは、それが原因だと思われます。

なお、発表された実施結果の詳細は以下のとおりです。

【定期監督等の概要】

定期監督等の実施件数 7,570件

違反事業場数 5,513件（違反率 72.8%）

【主な労働基準法の違反】

労働時間（第32条） 2,066件

割増賃金（第37条） 1,681件

労働条件明示（第15条） 1,124件

就業規則（第89条） 900件

賃金台帳（第108条） 849件

【主な労働安全衛生法の違反】

健康診断（第66条） 828件

安全衛生管理体制（第10条～第19条） 1076件

取りまとめ結果の考察

定期監督等における事業所の違反率は7割を超えている状況が何年も続いています。

労働時間（第32条）の違反は毎年最も多く、違反率は過去5年間をみるとすべて25%を超えています。違反の内容は、「36協定（時間外労働に関する協定）締結・届出がないまま、法定時間外労働が行われていた」「協定の締結・届出はあるが、協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働が行われていた」というものです。協定の存在を知らなかったという事業所数がまだまだ多いことはもちろん、協定の締結・届出が形骸化している事業所が多いことがわかります。

次に多いのは、割増賃金に関するもので、違反率は過去5年間のうち平成24年（19.5%）を除いて20%を超えています。違反の内容は「時間外労働や深夜労働を行わせていても割増賃金を支給しない」というものですが、単純に割増賃金を支給するつもりがないものだけでなく、みなし労働時間制、管理監督者、年俸制、定額残業代など、割増賃金の支払いに関する誤った解釈や運用が行われたことにより違反を指摘されるという事例も多いです。

労働者を雇い入れる際に法令で定める項目を書面明示する義務（第15条）の違反や、常時使用する労働者が10人以上いる場合には就業規則を作成して届出する義務（第89条）の違反は低下傾向にありますが、いずれも10%を超える高い違反率が続いています。

労働基準監督署の定期監督等は、事前に調査日を知らせる書面が届く場合もあれば、突然事業所に訪問する場合もあります。特に突然の訪問だった場合には、その場で対応する前に当事務所にお知らせください。

労務管理 Q&A ＜月給者の最低賃金計算＞

Q. 最低賃金は時給で示されていますが、月給者が最低賃金以上となっているかどうかはどのように調べればよいのでしょうか？

A. 月給×12ヶ月を、年間所定労働時間で割って1時間当たりの金額を算出し、最低賃金と比較します。なお、ここでいう月給とは、基本給に諸手当等を加えた額を言いますが、残業代等の割増賃金や臨時に支払う賃金、通勤手当、家族手当、精皆勤手当は除きません。

＜解説＞

平成 27 年 10 月 1 日以降の東京の最低賃金は 888 円から 17 円引き上げて 907 円とすることが決まりました。平成 19 年から最低賃金の引き上げ幅が大きくなり、ついに 900 円を超えました。改めて計算したら下回っていたということが無いように月給者も最低賃金以上になっているかどうかを調べると良いでしょう。

なお、割増賃金相当額を含む手当といった定額残業代を支給している場合ですが、最低賃金と比較する時間換算額を算出する額には割増賃金は含まれませんから、毎月定額で割増賃金を支給する趣旨の手当も含めずに時間単価を算出します。比較的長時間の定額残業代を支給している会社では注意が必要です。

なお、最低賃金は「労働日」で適用します。新しい最低賃金が 10 月 1 日から適用される場合で、給与が 15 日締め会社では、9/16～9/30 の労働分は旧最低賃金が適用され、10/1～10/15 の労働分から新最低賃金が適用されることとなります。

＜平成 27 年の東京近隣各県の最低賃金＞

神奈川県 905 円（※）

埼玉県 820 円（H27.10.1～）

千葉県 817 円（H27.10.1～）

※神奈川県は 9/9 現在で適用日は確定していません。



ちょっと相談いいですか？ ＜父母の健康保険扶養追加＞

従業員から両親を健康保険の被扶養者として追加してほしいと連絡がありましたが、被扶養者として認められる要件を教えてください。

健康保険の扶養とは主として生計を維持している関係性を言いますから、家賃や食事代等の生活にかかる費用を従業員が主に負担していることが必要です。そのためご両親の生計が自身の年金や失業給付その他の収入等が主になって賄われているような場合は扶養家族として認定されません。

次に、年間収入が 130 万円未満（60 歳以上の場合は 180 万円未満）であることも必要です。この額はご両親の収入合計ではなく、個別の年間収入が 130 万円（60 歳以上の場合 180 万円）未満かどうかで判断します。さらに同居・非同居によってその他の収入要件がありますが、総合的に判断される場合がありますので、まずは生計維持関係と収入を把握するのが良いでしょう。

なお、配偶者のご両親（義理の親）の扶養追加は同居が条件になっているので、生活費を負担するなど生計維持関係があっても同居していない場合には扶養追加はできません。

＜今月の一言コメント＞

8 月下旬から急に暑さも和らぎ、9 月になってからは少し肌寒くなりました。季節の変わり目は体調を崩しやすいと言いますが、そんな言葉どおり風邪を引いてしまいました。少し気持ちが緩んだのかもしれませんが。

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00 ~ 18:00

TEL: 03-6880-9064

担当: 畠山 (ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com